平成２９年（フ）第３６３号
兵庫県三木市大村200番地　医療法人樹光会大村病院、住民票上の住所兵庫県三木市志染町広野４丁目308番地
債務者　前田喜代子
保佐人　前田　正憲
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７７号
神戸市灘区篠原中町６丁目５番４―203号
債務者　西村　磨美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７９号
神戸市中央区北本町６丁目３番15―404号
債務者　北神　征郎
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７号
神奈川県厚木市緑ヶ丘４丁目３番322号
債務者　大石　典弘
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３５号
神奈川県平塚市大神2806番地の３
債務者　澤田　如子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２５５号
神奈川県秦野市鶴巻1419番地の１　プランヴェール鶴巻218号
債務者　谷口　真理
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１９０号
千葉県松戸市高塚新田115番地の51　アンジュメゾン202号
債務者　髙橋　和広
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２２９号
千葉県松戸市上本郷3029番地の１　ストークハイツＡ―103号
債務者　久保田政子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２５１号
千葉県松戸市栗山55番地の６　ローズバンク矢切402号
債務者　岡部　　晃
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２７３号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目７番21号（コーポラス21　201号室）
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２７７号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地22棟401号
債務者　大立　一夫
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２００号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上718番地の43、前住所静岡県下田市中818番地の９
債務者　小石川　渡
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３７号
神奈川県平塚市四之宮４丁目２番８号
債務者　吉田　孝之
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２５４号
神奈川県平塚市南金目304番地　ニュー柏ハイツ206号、前住所神奈川県大和市中央６丁目11番19号
債務者　髙橋　富夫
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６８０号
愛知県豊明市西川町島原12番地１　サンハイツシバ101号
債務者　長尾恵美子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６０号
愛知県北名古屋市中之郷四辻６－２　シャトーピア四辻Ａ―202、住民票上の住所愛知県一宮市浅井町河田字郷西６番地２
債務者　馬見新洋子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７７号
愛知県弥富市前ケ須町東勘助88番地　野村ハイツ407
債務者　木村　梨沙（旧姓広中）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部